

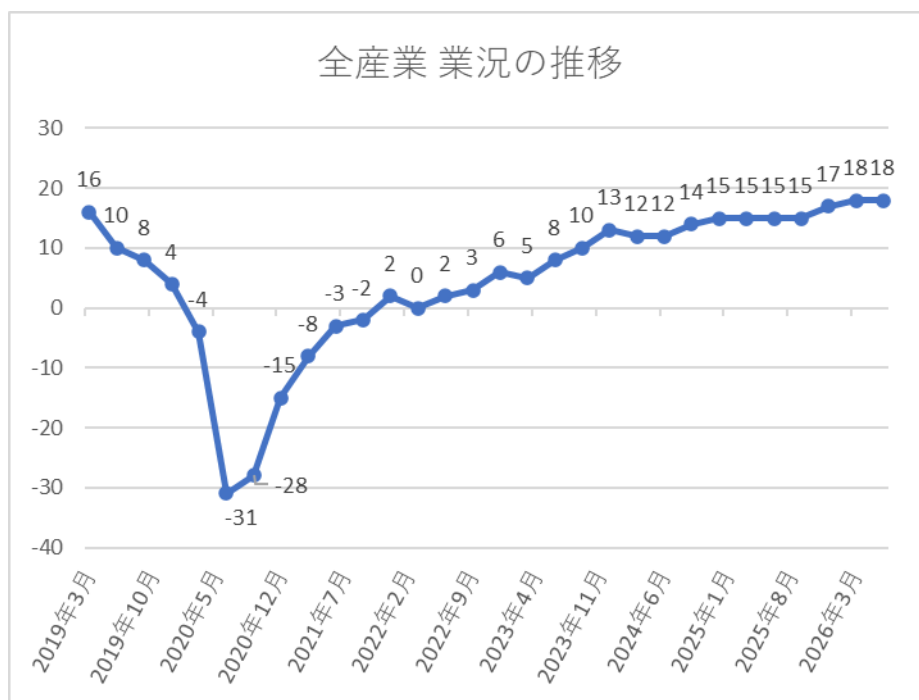
令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	15	府 省 庁 名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	交際費課税の特例措置の延長等		
要望内容 (概要)	交際費等から除かれ損金算入可能となる飲食費の金額基準（１人あたり 10,000 円以下）及び、①飲食費の 50%を損金算入できる特例措置（中小企業・大企業（資本金の額等が 100 億円以下））、②交際費等（飲食費や贈答品の費用等）を 800 万円までは全額損金算入できる特例措置（中小企業のみ）について、物価高騰の影響等を踏まえ、適用要件の見直しを行った上で、その適用期限を延長する。 ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 中小法人については①又は②のいずれかを選択、資本金の額等が 100 億円以下の大法人は①の措置。 ①資本金の額等が 100 億円以下の大法人が、飲食のために支出する費用の額（社内接待費を除く。）の 50%を損金算入可能。 ②中小法人に係る交際費等については、800 万円まで全額損金算入可能。 ・ 特例措置の内容 交際費課税の特例措置の延長等が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第 61 条の 4 において措置された場合、国税との自動連動を図る。）		
関係条文	関係条文 （法人税）租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 61 条の 4 租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 37 条の 4、第 37 条の 5 租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 21 条の 18 の 4		
減収 見込額	[初年度] — (—) [改正増減収額] [平年度] — (—) （単位：百万円）		
要望理由	（１）政策目的 企業間取引の維持・拡大や事業の活性化・円滑化を図ることにより、飲食店等の生活衛生関係営業における需要の創出につなげる。また、飲食店等への需要の増加により、関連産業の売上及び収益を向上させ、物価動向等を踏まえた適切な価格転嫁や従業員の賃上げ等にも対応できる経営基盤の強化を図る。 （２）施策の必要性 原則として、法人が支出した交際費等の全額を損金に算入することは認められておらず、これは法人の無駄な支出（冗費）を抑制し内部留保を高め企業の財務体質の改善を図るといった一定の政策的な見地から措置されている。 一方、現行制度下においては、飲食を伴う企業活動については、１人当たり 10,000 円以下の飲食費の範囲で交際費等から除かれ損金算入が認められているほか、企業規模に応じて「飲食のために支出する費用の額（社内接待費を除く。）の 50%を損金算入が可能」及び「交際費等について 800 万円まで全額損金算入が可能」とする特例措置が認められており、これは企業間の取引等において一定の必要性が認められるためであり、企業活動に有益に活用されている。		

	しかしながら、交際費等の実績としては、1990 年代初頭の約 6 兆円から近年は 3 兆円前後の水準まで半減し、飲食店等の需要にマイナスの影響を及ぼしている。長きにわたった新型コロナウイルス感染症の影響から持ち直しの動きはあるが、その影響は生活衛生関係営業にはなお根強く残っており、直近の生活衛生関係営業（飲食業）の業況判断 D I は▲20.4(令和 8 年 4 月～6 月)となっているなど、生活衛生関係営業の経営は厳しい状況が続いている上、今後も物価高騰や賃上げ等に対応していく必要がある。 このような状況を踏まえ、企業間の取引や事業活動の円滑化を引き続き支援することで、生活衛生関係営業の経営環境の改善に資するため、本税制措置の適用要件の見直し及び延長が必要である。
本要望に対応する縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標 4 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標 4－1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること
		政策の達成目標	本税制措置により企業の事業活動を活性化させ、我が国経済の持続的な成長軌道に乗せることで、中小企業を始め幅広い層の企業や国民が成長を享受できる活力ある経済を実現し、業況判断ＤＩの改善を目指す。 その達成度を検討するため、「全産業の業況判断ＤＩ」（「日銀短観」（日本銀行））、「中小企業の業況判断ＤＩ」（「中小企業景況調査」（中小企業庁））の数値等を参考にする。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	適用期限の延長
		同上の期間中の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ。
		政策目標の達成状況	令和 8 年 6 月の日銀短観による業況判断ＤＩは、全産業では 18 ポイントとなっており、新型コロナウイルス感染症発生以前の水準までようやく回復した形となる。一方で、生活衛生関係営業を取り巻く経営環境は依然として厳しく、物価高騰や賃上げの対応等が求められている中、生活衛生関係営業（飲食業）の業況判断ＤＩは▲20. 4(令和 8 年 4 月～6 月)となっている。 その背景としては、生活衛生関係営業者において、 ・仕入価格・人件費等の上昇を価格に転嫁することが困難 ・店舗施設の狭益・老朽化 ・顧客数の減少、客単価の低下 ・従業員の確保難 等の課題を抱えていることが考えられる。



（出典）「日銀短観」（日本銀行）

		中小企業の業況判断D I（中小企業景況調査）について、新型コロナウイルス感染症の影響から持ち直しの動きが見られているものの、直近の中小企業の業況判断D Iは▲18.7（令和8年4～6月）となっており、4期連続してマイナス幅が拡大している。 中小企業の業況判断D Iの推移 (前年同期比) 製造業 ▲16.6 全産業 ▲18.7 非製造業 ▲19.3 ※網掛け部分は景気後退期 (出典) 独立行政法人 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」(中小企業庁)
有効性	要望の措置の適用見込み	本措置は大企業及び中小企業に広く利用されている。交際費等の支出は企業の事業活動に必要不可欠であり、引き続き多くの企業の利用が見込まれる。 ○交際費等支出法人数及び損金算入額の見込み 令和9年度 2,501,909 社 (3,559,881 百万円) 令和10年度 2,521,123 社 (3,667,354 百万円) ※「会社標本調査」(国税庁)により、令和元年度から6年度の実績等を用いて推計
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	企業の飲食を伴う企業活動等が拡大し、中小企業及び大企業の企業間の取引の維持・拡大や事業活動の活性化、円滑化が図られることで売上げが増加、ひいては飲食店等への新規需要も増加するとともに産業全体への追加需要が生まれ、飲食店等や産業全体で売上げが伸びることで、企業は物価の動向等も踏まえた価格転嫁を進め、従業員の賃上げ等にも適切に対応できる。 中小企業庁が実施した委託調査では、交際費の必要性について「交際費等の支出が、経営においてメリットになっていると思う」という回答が73%となっており、交際費の支出が中小企業の事業活動にとって必要であることが把握できる。 上述のとおり、企業における交際費等の使用意向は高く、さらなる使用拡大を図っていくことで、経済の好循環に繋がっていくものであり、そのためには現行の交際費等の特例措置については、昨今の物価高騰の影響等を踏まえ、適用要件の見直しを行った上で、引き続き延長が必須である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－
		要望の措置の妥当性	企業会計上、交際費等は費用として処理されるものであるが、法人税においては租税特別措置により、原則として、法人の支出した交際費を損金に算入することを認めていない。これは法人の無駄な支出（冗費）を抑制し、内部留保を高め、企業の財務体質の改善を図るといった一定の政策的な見地から措置がなされているものと考えられる。 しかしながら、企業の交際費等の使用が拡大することで、中小企業及び大企業の企業間の取引の維持・拡大や事業活動の活性化、円滑化が図られることで売上げが増加、ひいては飲食店等への新規需要も増加するとともに産業全体への追加需要が生まれる。その結果、飲食店等や産業全体で売上げが伸び、企業は物価の動向等も踏まえた価格転嫁を進めることができ、従業員の賃上げにも適切に対応等できる経済の好循環に繋がる。 交際費等の支出の損金算入については、一定の範囲で特例措置が認められており、それは交際費等の支出により企業間の取引の維持・拡大や事業活動の活性化、円滑化が図られるためであり、引き続き、特例措置の延長は必須である。 また、企業活動については、物価の動向等も踏まえると適用要件の見直しを行うことは、妥当性があるものとする。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	○過去5年間の交際費等支出法人数及び損金算入額 令和3年度 2,391,690 社(2,306,556 百万円) 令和4年度 2,412,554 社(2,732,622 百万円) 令和5年度 2,426,418 社(3,077,193 百万円) 令和6年度 2,445,139 社(3,255,993 百万円) 令和7年度 2,463,918 社(3,354,291 百万円) (出典)「会社標本調査」(国税庁)													
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—													
	税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	物価高騰の影響等を踏まえ、適用要件の見直しを行うことで、企業の交際費等の使用が拡大し、中小企業及び大企業の企業間の取引の維持・拡大や事業活動の活性化、円滑化が図られ、売上げが増加、ひいては飲食店等への新規需要も増加するとともに産業全体への追加需要が生まれる。その結果、飲食店等や産業全体で売上げが伸び、企業は物価の動向等も踏まえた価格転嫁を進めることができ、従業員の賃上げにも適切に対応できる。 中小企業庁が実施した委託調査では、本税制措置の定額控除限度額(800 万円)が小さくなった場合、約 10%の企業が交際費の支出額が減少すると回答した。また、飲食費が減少した場合に生じる悪影響として、約 14%の企業が「既存顧客との取引の減少」、約 9%の企業が「現状の売上・販売の減少」と回答しており、本税制措置が中小企業の売上高の増加に寄与していることが分かる。これらのことから、中小企業にとって必要不可欠な営業経費である交際費について定額控除限度額までの損金算入を認める本税制措置は中小企業の経営安定化や事業の活性化に寄与しており、有効な税制措置である。													
	前回要望時の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ。													
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	中小企業の業況判断ＤＩ(中小企業景況調査)について、新型コロナウイルス感染症の影響から持ち直しの動きが見られているものの、直近の中小企業の業況判断ＤＩは▲18.7(令和8年4～6月)となっており、4期連続してマイナス幅が拡大している。(上記「政策目標の達成状況」参照)													
これまでの要望経緯		(参考)最近の交際費課税における主な改正 (昭和29年創設) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>対象法人 (資本金別)</th><th>損金算入限度額等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">昭和57年度</td><td>5,000 万円超</td><td>全額損金不算入</td></tr> <tr> <td>5,000 万円以下</td><td>定額控除(300 万円)</td></tr> <tr> <td>1,000 万円以下</td><td>定額控除(400 万円)</td></tr> <tr> <td>平成6年度</td><td>5,000 万円超</td><td>全額損金不算入</td></tr> </tbody> </table>		対象法人 (資本金別)	損金算入限度額等	昭和57年度	5,000 万円超	全額損金不算入	5,000 万円以下	定額控除(300 万円)	1,000 万円以下	定額控除(400 万円)	平成6年度	5,000 万円超	全額損金不算入
	対象法人 (資本金別)	損金算入限度額等													
昭和57年度	5,000 万円超	全額損金不算入													
	5,000 万円以下	定額控除(300 万円)													
	1,000 万円以下	定額控除(400 万円)													
平成6年度	5,000 万円超	全額損金不算入													

		5,000 万円以下	定額控除 (300 万円) × 90%
		1,000 万円以下	定額控除 (400 万円) × 90%
平成 10 年度		5,000 万円超	全額損金不算入
		5,000 万円以下	定額控除 (300 万円) × 80%
		1,000 万円以下	定額控除 (400 万円) × 80%
平成 14 年度		5,000 万円超	全額損金不算入
		5,000 万円以下	定額控除 (400 万円) × 80%
平成 15 年度		1 億円超	全額損金不算入
		1 億円以下	定額控除 (400 万円) × 90%
平成 18 年度	全法人		1 人当たり 5000 円以下の飲食費 (社内飲食費を除く) について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外。
平成 21 年度 (経済危機 対策)		1 億円超	全額損金不算入
		1 億円以下	定額控除 (600 万円) × 90%
平成 25 年度		1 億円超	全額損金不算入
		1 億円以下	定額控除 (800 万円) (定額控除限度額までの 10% の損 金不算入措置を廃止)
平成 26 年度		1 億円超	飲食費 50% まで損金算入
		1 億円以下	定額控除限度額 (800 万円) まで の損金算入又は飲食費 50% まで損 金算入の選択適用
平成 28 年度		2 年間の延長 (平成 29 年度末まで)	
平成 30 年度		2 年間の延長 (平成 31 年度末まで)	
令和 2 年度		資本金の額等が 100 億円超の大法人は適用除外とした 上で、2 年間の延長 (令和 3 年度末まで)	
令和 3 年度		飲食費の 50% を損金算入できる特例措置 (中小企業・ 大企業) について、新型コロナの感染予防対策を講じた 上で提供された飲食費 (社内接待費を除く) については 損金算入できる割合を時限的に拡充要望したが、認めら れず。	
令和 4 年度		2 年間の延長 (令和 5 年度末まで)	
令和 6 年度		1 人当たり飲食費 (社内飲食費を除く) について 5,000 円から 10,000 円に引き上げた上で 3 年間の延長 (令和 11 年度末まで)。	